

○財務省告示第百十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十一年三月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第六十

二 発行の根拠 一回）

三 法律及びその 財政法（昭和二十二年法律第三

四 法律及びその 十四号）第四条第一項及び特別

五 法律第二十三号）第四十六条第

六 一項及び第四十七条第一項

七 社債、株式等の振替に関する法

八 律（平成十三年法律第七十五号）

九 以下「振替法」という。）の規定

十 の適用を受けるものとし、その

十一 振替機関は日本銀行とする。

十二 価格を競争に付して行われる入

十三 札（以下「価格競争入札」とい

十四 う。）による発行（以下「価格競

十五 争入札発行」という。）は、価格競

十六 争入札と同時に行われる入札で

十七 あつて、財務大臣が各国債市場

十八 特別参加者ごとに応募限度額を

十九 定めるものによる発行（以下「国

二十 債市場特別参加者・第I非価格

二十一 競争入札発行」という。）及び価

二十二 格競争入札の募入の決定をした

二十三 後に行われる入札であつて、財

二十四 務大臣が各国債市場特別参加者

四 発行方法

三 振替法の適

用等

二 法律及びそ

の条項

三 振替法の適

四 発行方法







二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の利子 第二期

平成三十一年三月八日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成六十一年十二月二十日 利率子を払う。 利息をその日以前六月間に属す 日を支払期とし、各支払期にお 毎年六月二十日及び十二月二十